

## 令和6年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和6年9月12日（木曜日）午後1時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一議会議室

### 出席委員（5名）

小倉利昭	委員長	引間真理子	副委員長
高野祐二	委員	石渡登志男	委員
田辺正弘	委員		

---

### 出席説明員

ガス事業課長	小川丈夫	ガス事業課副課長	山田俊雄
ガス事業課主査 兼業務班長	増村弘貴	ガス事業課主査 兼保安班長	長谷川智重
参考 (建設課長事務取扱)	大塚好	建設課副課長	須永晃二
建設課主査 兼管理班長	成川学		

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	副主幹	松本剣児
主任書記	小笠原勇		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 請願及び陳情（新規付託）の審査

- ・請願第 7号 瑞穂13区内（神房）市道の整備に関する請願
- ・陳情第12号 市営納骨堂設立・運営に関する陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第 3号 令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）（ガス事業課）
- ・議案第 7号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について（建設課）
- ・議案第10号 市道の認定について（建設課）

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後1時30分）

---

◎委員長あいさつ

○副委員長（引間真理子副委員長） 最初に委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） 皆様、ご苦労様です。

今回、当常任委員会で協議する内容は、請願が1件、陳情が1件、議案が3件となっております。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願ひします。なお、本日もA I反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いします。

○委員長（小倉利昭委員長） 本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

傍聴希望者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） いないようですので次に進みます。

---

◎請願第7号 瑞穂13区内（神房）市道の整備に関する請願

○委員長（小倉利昭委員長） はじめに請願の審査を行います。

請願第7号、瑞穂13区内（神房）市道の整備に関する請願の審査を行います。

請願の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

田辺委員。

○田辺正弘委員 請願書にありますように、私がおなじみの地区ということで紹介議員ということになっておりまして、その立場からもご説明というか賛成の意見を述べさせていただきます。

前回、この委員会で、砂田地区の同じく請願が出て、皆さんと一緒に現地視察までしたという経緯がございまして、今回も同じような、地区内の舗装が悪かったり、いまだに砂利のところがあつたりという、砂田と似たような環境ですので、平沢がもう工事始まって、砂田が先に請願出したもんで神房も遅れちゃいけないというそういう雰囲気で続けて出されたのが経緯だとは思うんですが、いずれにしても、生活面から農作業とかいろいろな面におかれましても砂利では不都合なところがあつて、毎回のように地区の人たちで、俗に言う道普請というんですか、砂利を敷いたりそういう作業やっている中で、一刻も早く地区の人も含めて道路改良なりやついただきたいというのが趣旨でございますので、委員の皆様におかれましては、活発な意見の中で、ご賛同いただければと思います。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） はい。他に。

石渡委員。

○石渡登志男委員 道路整備っていうのは、まちづくりの中の一つのやはり基本になるべきものとして、財政難だからっていうことで、なかなかこれが思うように行っていかなかつたと、ただ、やっぱり、基本中の基本っていうかな、だから、こういったものは積極的にどんどん認めていくと、採択していきながら、市の方にそれを実現へと努力していただくということがやはり大事なことだと思います。

ですから私はそういった意味ではこれに対しては大いに賛成していきたいと。

以上であります。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。

はい、高野委員。

○高野祐二委員 私の方も、やっぱり道路事情、市民の方には必要な道路であるということ、あと、最近、災害が起こる場合があります、何か起きたときに、緊急車両とか通行する場合とかもあるんだと思うんですけども、そういうものが通られる場合に、やっぱり道路が整備された方が、そういうものも安全に対応できるのかなっていう面から、やはり道路事情は整備された方がいいのかなというふうに思います。

以上になります。

○委員長（小倉利昭委員長） ありがとうございました。

引間副委員長。

○副委員長（引間真理子副委員長） 私も皆様と同じ意見ですね、やはり道路整備というのは本当に基本で大事なことだと思いますし、また、この瑞穂小学校のチャレンジ水田というのも、やはり子供たちが使うという道路でありましたら、なおさら早く整備をしていただきたいなと思いますので、私もこれには賛成をいたします。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） ありがとうございました。

討論がございましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

それでは各委員さんから意見で出尽くしたようですので採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） では、お諮りいたします。

請願第7号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長） 賛成総員。

よって請願第7号は採択と決しました。

---

### ◎陳情第12号 市営納骨堂設立・運営に関する陳情

○委員長（小倉利昭委員長） 次に、陳情第12号、市営納骨堂設立・運営に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。

石渡委員。

○石渡登志男委員 この方の言っている趣旨は、非常にわかるんですね。

納骨堂って調べてみたら、公営と民営と寺院3ヶ所がやってると、それで、日本全国で見ると2019年度のデータが載ってましたけど、6パーセントほどしかないと、公営で行ってるものはね、それでなおかつ、一時収蔵と長期収蔵っていうのがあって、一時収蔵っていうのは1年から大体5年間ぐらいまで、長期の場合は、もっと長く貸し

出すことはできるんですけど、ただ問題は、確かに、お金も長期になってくると30万円ぐらいかかるのかな、また更新もできると、だから多摩霊園が載ってたんでちょっと見たら、数が40ぐらいの提供のところに1,009人ぐらいの人たちが応募をかけてると、ほとんど入れないと、だって30年、仮に経ったとしても、何十年って、長期の場合だいたい30年ぐらいって言われてるんだけど、それが、また再契約ってことになると空きがないんだよね。

あと造るのに、どれぐらいかかるかなと思ったら意外と高い、500万円、600万円、そんなもんじゃ、そんなものは小さなもので、数千万円単位で、仕様だとか立派な物をつくれば1億円とかね、今の大網白里市の財政を考えると気持ちはわかるんですけど、なかなかこれは難しいっていうのが私の正直な気持ちかなと、だから、ちょっと今回は気持ちはわかるけれども反対せざるをえない状況かな、まとめちゃうものでしたならば、何か安いのはないのかなと思ったら、5万5,000円ぐらいのね、宅急便もゆうパックも使えるんだってね、宅急便ではゆうパックが使えるらしいんですよ、これゆうパックを使えるのかどうか確認とったら、それを送ることは残って使うってことならば使えるっていう話もありましたんでね、確かにこの大網の地で育って眠りたいっていう気持ちは尊重しなきゃいけないし大事なことだと思うんだけど、ちょっと、無理かなっていうのが私の気持ちです。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 私も全く同じ意見でありますて、付け加えるならばですが、たまたまうちのおばが千葉に住んでまして、いずみ公園のいずみ公園墓地っていうのかな、あそこに新しく散骨する場所ができまして、散骨の場合は経費っていうか自己負担も少ないしというメリットがあるんですが、提出者は納骨堂という具体的な箱物をつくるような予算的にも全然違うと思いますし、先ほど述べられたような時期尚早というか予算面も含めまして、残念ですが、これはいかがなものかという私の意見です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。

高野委員。

○高野祐二委員 私もちょっと調べてみたんですけども、市内にこちらの方は霊園がないためっていうふうに書かれたんですけども、ちょっと調べた限りだと、みどりが丘にそれらしい霊園があったのかなっていうふうに確認してるので、一応こちらの方は多分菩提寺がなくても多分入れれるような形だとは思うんで、できれば、本来であれば市営とかそういうもので公営のものをできればいいんでしょうけども、今の財政事情、難しいと思いますので民間であるっていうことであれば、そちらの方にお任せするのが妥当かなというふうには思っております。

以上となります。

○委員長（小倉利昭委員長） 引間副委員長。

○副委員長（引間真理子副委員長） 私も本当に陳情の方の趣旨といいますか、思いは本当にわからないわけではないんですけども、実際今も、ちょっとねお墓もだんだんと後継ぎがいないとか墓じまいとかいろいろ形も昔と変わってきております。

ただ現状、この納骨堂を設立するということになると本当に今の本市の財政ではなかなか厳しいものもありますので、今回この陳情に関してはちょっと賛成いたしかねますけれども、もう本当に心情は、はい、十分わかります。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） それでは意見は出尽くしたようですので採決に入ってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

○委員長（小倉利昭委員長） 賛成なし。  
よって、陳情第12号は不採択と決しました。

---

◎議案第3号 令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）

○委員長（小倉利昭委員長） では、これより付託議案の審査を行います。  
まず担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。  
それでは、議案第3号、令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算を議題といたします。  
ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（小倉利昭委員長） ガス事業課の皆様ご苦労さまです。  
ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。  
時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。  
なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手のうえ委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また本日も必ずマイクを使用願います。  
でははじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて説明をお願いいたします。

○小川丈夫ガス事業課長 ガス事業課でございます。  
よろしくお願ひいたします。それでは、職員の紹介をさせていただきます。  
副課長の山田でございます。  
○山田俊雄ガス事業課副課長 山田です。よろしくお願ひします。  
○小川丈夫ガス事業課長 業務班長の増村でございます。  
○増村弘貴ガス事業課主査兼業務班長 増村です。よろしくお願ひします。  
○小川 丈夫ガス事業課長 保安班長の長谷川でございます。  
○長谷川智重ガス事業課主査兼保安班長 長谷川です。よろしくお願ひします。  
○小川丈夫ガス事業課長 私、課長の小川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですけども、議案第3号、令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算、第1号の説明をさせていただきます。

最初に、今回補正を実施することとなった主な理由二点について概要を説明いたします。

一点目、収益的収入のガス売上及び営業外収益でございますけども、令和6年6月21日の岸田内閣総理大臣の記者会見において酷暑乗り切り緊急支援として8月から10月の3ヶ月間における電気とガスの使用分に係る料金について国が補助を行う旨の発表がございました。

市といたしましては市営ガスの料金について国の補助金分を値引きを実施することとし所要額の補正を行うものでございます。

次に、資本的支出の建設改良費でございますけども清名幸谷供給所と白里供給所の2ヶ所を24時間連続で監視制御する集中監視システムの一部の更新に係るものとなります。

本システムにつきましては、平成21年度末に更新を行い、来年度に更新を予定していたものなんですけども、今年に入り二度、システムの一部に故障が発生いたしました。

いざれもメーカーの臨時対応で復旧いたしましたけども、更新から15年が経過していることを考慮し、重大事故の防止が最優先となることから緊急的に更新が必要と判断したものでございます。

それでは資料に沿って補正予算案をご説明いたします。

57ページの令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）案をご覧いただきたいと思います。

最初に、第2条、収益的収入及び支出の収入ですけども、第1款、ガス事業収益は、補正予定額に記載のとおり857万3,000円の増額となっております。

その下段の支出につきましては、第1款、ガス事業費用の補正予定額に記載のとおり556万7,000円の増額となっております。

次に第3条、資本的収入及び支出ですけども支出のみの補正となっております。

第1款、資本的支出は、補正予算予定額に記載のとおり1,936万1,000円の増額となっております。

それでは補正の内訳についてご説明いたします。

58ページの予算実施計画の収益的収入及び支出をご覧いただきたいと思います。

最初に、上段の表に記載のある収入である第1款ガス事業収益の補正でございます。

第1項、製品売上につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、酷暑乗り切り緊急支援として本年8月から10月までに使用するガス料金の値引きを政府が電気、ガス価格激変緩和対策事業として補助することとなりましたので、本市においても市営ガス料金の値引きを行うため、その値引き分の税込み2,347万6,000円を減額することといたしました。

また、第3項、営業外収益は、この値引き分に対して値引きの原資となる税抜き2,134万2,000円が国から補助されることから増額といたしました。

これとは別に第4項、特別利益につきましては令和4年度及び令和5年度の激変緩和対策事業に係る補助金を収入したことに伴いまして消費税及び地方消費税の負担増加に相当する金額を令和6年度に国へ請求することとなりましたので過年度損益修正益として1,070万7,000円を増額いたしました。

次に、下段の表に記載のある支出である第1款、ガス事業費用補正内容をご説明いたします。

こちらは経常的経費の増加によるものでございまして、第2項、供給販売費及び一般管理費の第10目、修繕費及び第16目、消耗品費につきましては、検定有効期間の満了を迎えるガスマーティーの修理及びまたは購入に係るものでございます。

ガスマーティーの新規設置数が増加傾向にあり、来年度当初に一定の在庫量を確保するため年度末までに必要となる費用を精査した結果、不足が見込まれる金額として修繕費に337万6,000円と消耗品費に180万5,000円を計上いたしました。

第17目、通信費の増額は、本年10月1日から郵便料金の改定が予定されておりますので、ガス料金の納入通知書等をはがきで送付するため増額となる金額38万6,000円を見込んだものでございます。

続きまして、一番下の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

支出の第1款、資本的支出の補正は、第1項、建設改良費、第4目、機械装置の2,090万円の増額がございますけども、こちらが冒頭にご説明いたしました集中監視システムの一部を更新するための費用でございます。

その下の第2項、企業債償還金、第1目、企業債償還金につきましては、令和5年度の企業債の借入については、5,000万円を予定しておりましたけども実際には3,000万円の借入で対応したことから償還金が少なくなったため153万9,000円を減額するものでございます。

59ページ以降は、令和6年度のキャッシュフロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表となり、今回の補正予算の内容を反映した形で作成しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

田辺委員。

○田辺正弘委員 ご苦労様です。ガス事業課におかれましては、先日、私も一般質問で質問させていただきましたが、こうやって補正を組まなきやいけないのは臨時的なものもあるのも含めながら余裕を持って対処できる予算を確保しておくとか、それを含めますと、やっぱりガス料金の改定によって少し余裕を持てるような事業計画を早急に行っていきたいというのが私の気持ちでありますので、補正組むのはもちろんしょうがないっていうか、これ事業ですので円滑な運営になっていただければという意見です。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。

石渡委員。

○石渡登志男委員 この集中監視システムの更新って書いてあるんですけど、この集中監視システムっていうのは、具体的には、どんな基本的なあれですけど、どんなものなんですかね。

○小川丈夫ガス事業課長 それでは簡単にご説明を申し上げますと清名幸谷供給所、今度ご案内をさせていただくお手紙を差し上げましたけども、ガスホルダーのある清名幸谷供給所と白里の南今泉にある白里地区のガスを供給する白里の供給所、この2ヶ所が拠点がございます。

そこで一旦ガスを受け入れ、ホルダー、要は容量の大きい、二つの大きな玉の中ですね、の中にガスを高い圧力で充填をしておきます。

需要量、要は使用する量に沿って、そのガスが出ていく量が増減しますけども、それを監視したり、制御をするための仕組みでありますと、大きくは現地においてそのガスの量とかを測るセンサーのシステムがあります。そのセンサーから出た生データを通信する専用線が今、分庁舎まで来てるんですけども、その通信システムがありますと、その通信システムを受け取る側、テレメーターシステムっていうのがあるんですけども受信部ですね、がございます。その受信部で受け取ったデータをパソコンみたいな、見た目はパソコンみたいなものなんですけども、そのコンピューターの中にデータを取り込み、データを見れる形にしたり、記録するものがあります、コンピューターがあります。出力側は、モニターとプリンターというのが基本システムでございますと、今回ちょっと不具合が出たのが、そのコンピューター部分ですね、に不具合が出てしまったということで年数も丸15年たちますので、それを入れ替えるという作業をしたいということになります。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 15年というのは大体15年間隔ぐらいで更新していくものなんですか、ちょっと具合が悪いなんて思った段階で更新していくものなんですか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○小川丈夫ガス事業課長 最低でもこちらとしては10年は持たせたいというのではあります。それ以降になった場合にはやはりコンピューター、機械、電子部品ですので、できる限り不具合が起きないうちに更新をかけていくべきだというふうに私は思っておりましたが、なかなか厳しい財政状況の中で、延ばしていたというのが実態でございます。

○委員長（小倉利昭委員長） いいですか。

○石渡登志男委員 はい。

○委員長（小倉利昭委員長） 他の委員は、どうですか。  
 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） それではガス事業課の皆様ご苦労さまでした。  
 退席していただいて結構です。

（ガス事業課 退室）

---

◎議案第7号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 市道の認定について

○委員長（小倉利昭委員長） 続いて、議案第7号、大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第10号、市道の認定についてを議題といたします。

建設課を入室させてください。

（建設課 入室）

○委員長（小倉利昭委員長） 建設課の皆様ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクをご使用願います。

では、はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて説明をお願いいたします。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）建設課でございます。

本日出席職員を紹介させていただきます。

私の右隣、副課長の須永でございます。

○須永晃二建設課副課長 須永です。よろしくお願ひいたします。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）反対側、管理班長の成川でございます。

○成川 学建設課主査兼管理班長 成川です。よろしくお願ひします。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）最後に私、課長の大塚でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第7号大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料につきましては議案第7号説明資料をご覧ください。

はじめに改正趣旨でございますが、令和6年4月に改定された県の道路占用料を参考にしまして、大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例における占用料を改定しようとするものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、国では道路占用料を固定資産税評価額や地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた適切なものとするため、3年ごとに見直すこととしており、令和5年4月に道路占用料を改定し、県も国の改定に倣い令和6年4月に道路占用料を改定しました。

本市におきましても、県を参考に固定資産税評価額を参考にした占用料体系を導入しております、今回、県の道路占用料が改定されたことに伴いまして、当該条例で規定をしております電柱や工作物の占用に係る占用料の額を別紙新旧対照表のとおり改定するものでございます。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日としております。

以上が議案第7号大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） 議案第10号も続けてお願ひいたします。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）ご説明の前に追加で資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（小倉利昭委員長） はい。よろしいですか。お願ひいたします。

(資料配付)

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） それでは、議案第10号、市道の認定について、ご説明させていただきます。

資料につきましては議案第10号説明資料をご覧ください。

はじめに、1、趣旨でございますが、民間の宅地開発事業に伴い、市に帰属された新設道路1路線について市道として適正な管理をするため、新たに市道の認定を行うものでございます。

また、参考として、道路法の抜粋を記載させていただいておりますが、市道として認定するにあたり道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、2、認定路線名及び起終点でございますが、路線名が市道1-0570号線、起終点につきましては、大綱字丹過317番15地先から大綱字丹過317番9地先までとなります。

最後に3、認定を行う路線につきましては、一枚めくっていただき、新規認定路線位置図をご覧ください。位置図を赤丸内で表示しておりますが、図面右側、国道128号のスープーベイシアの西側となります。

詳細につきましては、本日追加で配付いたしました写真つきの図面をご覧ください。

下の方に道路標準構造図を記載しておりますが、両側に側溝が敷設された幅員6メートルで延長90メートルの道路でございます。

以上が議案第10号、市道の認定についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） それでは議案第7号そして議案第10号について、質問のある方お願いします。

田辺委員。

○田辺正弘委員 まず7号の方なんですが、これは主には電柱のことが多いと思うんですが、その他の構造物というか対象になってる市内のものは主だったものはどういうのがあるか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 電柱のほかに地下に埋設されております水道管ですか下水道管ですか、あとは電線類ですか、そういうものが含まれております。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 占用料って言葉で言うと、下水道は市の財産というか市のものに対しても徴収するっていうイメージなんですか。

電気なら東京電力とかそういうのってのはわかるけど、市の構造物に対してもってのは。教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 基本的にはこの占用料条例の中に明記されておりますが、公共用の施設につきましては減免の減免免除の対象となっておりますので、実際は占用料はかかっておりません。

以上でございます。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。引間副委員長。

○副委員長（引間真理子副委員長） すみません。同じく第7号なんですけれども。

そうするとこの占用料で、実際に上がった分で、市民の方とか請求されるというか関わる方なんかはいらっしゃるのか、またそういった方には、請求というか何か直接請求みたいな形でお知らせが行くような感じなんでしょうか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 市民の方に直接影響がある生活排水の施設ですか宅地の出入り等につきましては、同じく道路占用料の規則の中で免除規定がございまして免除となっております。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に質問ありますか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 もう一点、路線バスのバス停の時刻表なんかが載っかっている丸いコンクリのああいうものを置いてありますよね。埋め込んではないけど、そういうのは対象になるのかならないのか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）バス停のですね、停留所につきましては、占用料の対象となっております。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 旧国道128号の我が家の前を通てる茂原方面に行く小湊のバス停が我が家の前にあるんですが、走ってないだろうということで問い合わせましたら、いや走ってます、いつ走ってんだよって、1月1日走ってますと、年に1回、事実を作るためにやってると。家の前ちょっと狭いから移動してくんないかなつったら、いや走ってますからそれは駄目ですって、建設課に聞くのもおかしいんですけど、そういうのがあって、その占用料っていうのを取ってるってことは知らなかつたもんで一つ勉強になりました。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。他に。石渡委員。

○石渡登志男委員 議案第10号なんんですけど、これは民間が宅地開発したものに対する市道の認定っていう形になると思うんですけど、市道の認定されると何かあったときには、市道ですから修理もしなきや、補修もしなきやいけないって形になりますよね。

そこでちょっと聞きたいんですけど市道を認定するにはその条件っていうのはどういったものがね、あるのかなっていう。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）市道の認定基準っていうのがございまして、認定要件と構造上のですね要件2つございまして、例えば認定要件としましては、原則自動車が通行可能であること、起終点が市道、県道、国道いずれか、または県道もしくは国道と里道等を連絡する道路、基本的には行き止まりではない道路ですとか、それが認定の条件、あとは構造的に幅員の要件ですとか勾配ですとか、もろもろ構造基準も満たしたものに対して認定が可能となっております。

ただ、今回の認定につきましては、開発で完了に伴い認定するものでございますので、開発の事前協議の中で協議しましてこういう道路を造りますと、最終的に完了したら市道として移管を受けるという協議を行った中での認定をするという流れとなっております。

あと先ほどですね、7号の議案の埋設管、例えば水道管だと下水道管ですとか減免規定があるということで説明させていただいたんですが、市のものとかそういったものは減免になるんですけど、民間でも、例えば、固有名詞で出しますと旭硝子、伊勢化学さんですか、そういう民間の埋設管等につきましては、占用料の対象になっておりますので補足して説明させていただきます。

以上でございます。

（「山水は」と呼ぶ者あり）

○大塚 好参事（建設課長事務取扱）山武水道は減免となっております。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に何かございますか。田辺委員。

○田辺正弘委員 私も10号で、事前に開発認定というか許可を得る段階で造成終わったら市の方に移管するという考えが最初説明あったと思うんですが、そうしますと、先ほど石渡委員が質問された規格とかそういうのは私、前にも同じような議案で質問したことあるので把握しておりますが、市の方で立ち会い検査みたいのはないですか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 検査につきましては、構造等を事前にこういう構造で造成しますよ、ということで検査はやっております。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 立ち会って、下の碎石と説明のやつにもありますけど、舗装は何センチだって、そういうのを実際に規格どおりに入ってるんだからどうだかは途中確認しないで、こういう形での提出したとおりやってありますからそれでお願いしますで終わりなんでしょうか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 完了後にですね、着手前と施工の途中、例えば厚み、路盤の厚みですとか舗装の厚みですとか、そういった写真を添付させて完了の方の検査を行い、職員が現地を確認する形となっております。

以上です。

○田辺 正弘委員 はい、わかりました。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小倉利昭委員長） すみません、私から一つお聞きしたいんですけど。

7号の占用料のところで、表をずっと目を通してたんですが、6ページでしょうか、表で言う6ページかな、10分の6のところの、6ページの一番上に、その他のものっていうのがあるんですけど、この金額をですね、改正前と改正後を、ずっとこう金額を見てたら、若干、改正後の方が金額が上がってるんだなというふうにザーッと見ていつたんですけど、このその他のものっていうところが改正前301平米、360円だったものが、改正後1,500円となってるんですが、これ何か特殊なものなのかなということで、このその他のものってのは何であるか、で、なぜ、ここだけが金額が大幅に増額になってるのか教えてください。

成川さん。

○成川 学建設課主査兼管理班長 まず金額の増加につきましては、前回の占用料の改定では、国の通知におきまして経過措置が設けられておりまして、占用料が著しく増額する場合につきましては、必要により経過措置を講ずるよう努めることとされていました。

今回の改正においては、国の通知はないことから、県の使用料及び手数料条例に倣いまして、その価格に改正したものになります。

その他のものにつきましては、具体的には派出所や公衆便所あと消火栓であったりベンチあとバスの待合所、そういうしたものになります。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） ありがとうございました。

他に、石渡委員。

○石渡登志男委員 ちょっと聞きたいんですけど、うちなんかの私道なんだけど、分譲の中でね、そうすると、ある程度経つと道路が欠けてきちゃったりね、穴が開いちやったりするんだけど、基準に満たしたしっかりとした、こういう舗装道路っていうのは、車の往来なんかのあれによっても違うんでしょうけど、一般的には耐久的に、難しい質問かもしれないけど、どれぐらい持つもんなんですかね。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○大塚 好参事（建設課長事務取扱） 非常に難しい質問だと思いますけど、交通量、どの程度交通量があって、今現在、施工されている路盤ですとか厚みですとか、そういう構造がどういった構造になってるのか、その辺がわからないとなかなか耐用年数っていうのは難しいとは思うんですが、ただ、私どもで大型車が頻繁に通らない道路においては、ちょっと何年って言われてしまうと難しいとは思いますけれども、ある程度、通行が可能かとは考えます。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 そうだよね。難しい質問だと思うんだよね。

例えば、こうやって、もう三、四年経っちゃったら道路があれなっちゃったよみたいですね、ただ今度は市の方にお願いしますよって、市道でしょっていう話になっちゃうからそれでちょっと聞かせてもらったんですね。

ありがとうございます。

○委員長（小倉利昭委員長）　はい。よろしいですか。

それでは建設課の皆さんご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（建設課　退室）

---

○委員長（小倉利昭委員長）　これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに議案第3号、令和6年度大網白里市ガス事業会計補正予算について、ご意見及び討論等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長）　よろしいですか。

それでは採決を行います。

では、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長）　賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第7号、大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定についてご意見、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長）　よろしいですか。

それでは議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長）　賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

最後に議案第10号、市道の認定について、ご意見、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長）　よろしいですか。

それでは議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長）　賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

---

#### ◎その他

○委員長（小倉利昭委員長）　次に、その他ですが何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長）　なければ、以上で協議事項とその他を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長）　以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いた

します。皆様、お疲れ様でした。

(午後 2時25分)